

台東区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成28年7月1日
28台都計第234号
平成30年4月1日
30台都計第6-2号

(設置)

第1条 台東区において、都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針(台東区都市計画マスタープラン。以下「マスタープラン」という。)の策定を行うため、台東区都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、マスタープランの策定に関する事項について検討を行い、その結果を区長に報告する。

(構成)

第3条 策定委員会は、次の表に掲げる選出区分に該当する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

選出区分	定員
学識経験者	4人以内
区内まちづくり団体代表	5人以内
区職員	2人以内

- 2 策定委員会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから委員の互選により定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

(招集)

第4条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 3 策定委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庁内検討会)

第5条 策定委員会の所掌事項について庁内の調整を図るため庁内検討会を置き、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 庁内検討会に会長を置き、都市づくり部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する会員がその職務を代理する。

(作業部会)

第6条 庁内検討会の所掌事項について庁内の調整を図るため作業部会を置き、別表2に掲げる所属の係長職にある者をもって構成する。

2 作業部会に部会長を置き、都市計画課長をもって充てる。

3 部会長は、会務を統括する。

4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、マスタープランの策定が終了する日までとする。

(会議及び会議録等の取扱い)

第8条 策定委員会の会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)は、公開する。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。この場合において、可否同数のときは、委員長が公開の可否を決定するものとする。

2 会議又は会議録等を公開するときは、委員長は必要な条件を付すことができる。

(事務局)

第9条 策定委員会及び庁内検討会の事務局は、都市づくり部都市計画課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

2 この要綱は、台東区都市計画マスタープランの策定が終了した日にその効力を失う。

付 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

台東区都市計画マスタープラン策定委員会庁内検討会名簿

会 長	都市づくり部長
会 員	企画財政部長 危機管理室長 文化産業観光部長 産業振興担当部長 環境清掃部長 土木担当部長 企画課長 財政課長 危機・災害対策課長 文化振興課長 観光課長 産業振興課長 環境課長 まちづくり推進課長 地区整備課長 建築課長 住宅課長 交通対策課長 都市づくり部副参事（都市計画課） 都市づくり部副参事（地区整備課）

別表2（第6条関係）

台東区都市計画マスタープラン策定委員会作業部会名簿

部 会 長	都市計画課長
部 会 員	企画課 財政課 危機・災害対策課 文化振興課 観光課 産業振興課 環境課 まちづくり推進課 地区整備課 建築課 住宅課 交通対策課